

特定個人情報保護評価について(概要)

1. 特定個人情報保護評価とは

番号制度は、住民票を有するすべての方に個人番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一の情報であることを確認するために活用し、公平・公正な社会の実現、国民（市民）の利便性の向上、行政の効率化を図ることを目的に、平成28年1月より実施されている。

この個人番号が悪用され、又は漏えいした場合、個人情報の不正な追跡・突合が行われ、個人の権利利益の侵害を招きかねないため、番号法において、個人番号を含む個人情報である特定個人情報について、一般法よりも厳格な各種の保護措置を設けており、その保護措置の1つが「特定個人情報保護評価」である。

2. 特定個人情報について

- ・ 個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- ・ 特定個人情報も個人情報の一部であり、原則として個人情報の保護に関する法律等が適用される。しかし、特定個人情報は、個人番号によって名寄せなどが行われるリスクがあることから、個人情報の保護に関する法律等よりも厳しい保護措置を番号法で設けている。

3. 特定個人情報保護評価の目的（P3参照）

- ・ 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止
- ・ 国民、住民の信頼の確保

4. 特定個人情報保護評価の内容

- ・ 特定個人情報が漏えいしてしまうリスクを分析し、そのリスクを軽減するための措置や、その措置が個人のプライバシー等の権利利益を保護する措置として十分であることを自ら宣言するもの。

5. 特定個人情報保護評価の実施方法

- ・ 国の第三者機関である個人情報保護委員会が示す「特定個人情報保護評価指針」（以下「指針」という）に基づき、評価実施機関が評価書を作成・公表する。

※指針は以下のホームページを参照

個人情報保護委員会ホームページ <https://www.ppc.go.jp/legal/assessment/>

6. 特定個人情報保護評価の手続き（P 4～6 参照）

手続きについては指針に基づき、原則として特定個人情報の取扱い前に以下のとおり行う。

（１）特定個人情報保護評価書の作成

- ・評価を計画的に実施し、適切に管理するため計画管理書を作成する。（指針第 5 の 1）
- ・評価対象となる業務システムごとに「しきい値判断」を実施。（指針第 5 の 2）
- ・しきい値判断の結果に従い、特定個人情報保護評価を実施し、特定個人情報保護評価書を作成する。（指針第 5 の 3）

（２）住民等からの意見の聴取

- ・全項目評価書を作成する場合は、評価書に市民意見を反映する必要がある（指針第 5 の 3-(3)-イ）ため、川口市パブリック・コメント手続要綱に基づき、意見を聴取する。

（３）第三者点検の実施

- ・全項目評価の際には、外部有識者の意見を反映するための第三者点検が必要。（指針第 5 の 3-(3)-イ）
- ・指針により「原則として、条例等に基づき地方公共団体が設置する個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検を受ける」とされていることから、本市においては「川口市情報公開・個人情報保護運営審議会」において点検を行う。

（４）評価書を市民へ公表

- ・作成した評価書を個人情報保護委員会へ提出した後、市民へ公表を行う。（指針第 5 の 3-(4)）
- ※評価書は公開を原則とするが、セキュリティ上リスクのある部分などは非公表とすることができる。

（５）各評価書の見直し

- ・公表した評価書は、年に 1 回見直し、変更の必要性を検討するよう努める。（指針第 5 の 4）
- ・また、5 年を経過する前には再実施するよう努める。（指針第 6 の 2-(4)）
- ・評価書に重要な変更がある場合やしきい値判断に変更がある場合などは、随時再評価を実施する。（指針第 6 の 2-(2) 及び(3)）